

坂本龍馬「新政府綱領八策」(『亡友帖』より) 慶応3(1)

867)年11月

第一義

天下有名の人材を招致し、顧

問に供^{そな}ふ

第二義

有材の諸侯を撰用し

朝廷の官爵を賜ひ、現今有名

無実の官を除く

第三義

外国の交際を議定す

第四義

律令を撰し、新に無窮の

大典を定む。律令既に定れば、

諸侯伯、皆此^{これ}を奉して部下

を率ゆ

第五義

上下議政所

第六義

海陸軍局

第七義

親兵

第八義

皇国今日の金銀物価を

外国と平均す

右預め二三の明眼士と議定

し、諸侯会盟の日を待つて云云。

〇〇〇自ら盟主と為^なり、此を以て

朝廷に奉り、始て天下萬民に

公布云云。強抗非礼、公議に

違ふ者は、断然征討す。権

門貴族も貸借する事なし

慶応丁卯十一月 坂本直柔